

原告側弁護士  
ジェフリー・E.ブラントン第 2833 号  
マイケル J. S. モリヤマ第7003号  
郵便番号 96813-2419  
ハワイ州ホノルル市  
南ベレタニア通り 235 番地第 801 号室  
電話番号: (808) 586-2636

1ST CIRCUIT COURT  
STATE OF HAWAII  
FILED  
2009 MAR -2 PM 3:39

J. KUBO  
CLERK

## ハワイ州

### 第一巡回裁判区巡回裁判所

ハワイ州(消費者保護局)	)	民事事件第 07-1-1671-09 号 GWBC
	)	(その他の民事訴訟)
	)	
原告	)	最終判決の決定のための事実の認定、法律の解釈及び命令
	)	
	)	
対	)	
	)	
	)	
	)	<u>公判審理</u>
	)	期日:2008年10月14日から17日まで
ハワイ州法人イオンド大学及び中野幾雄	)	時刻:午前8時30分
	)	裁判官:ゲリー W. B.チャン判事閣下
<u>被告</u>	)	

### 事実の認定及び法律的な結論

本事件に係る公判審理は、裁判官ゲリーW.B.判事閣下の臨席の下に2008年10月14日午前8時30分から開始され、翌日10月15日及び翌々日10月16日まで継続して実施された。原告の代理人は、ジェフリーE. パートン氏及びマイケルJ. S.モリヤマ氏が、一方、被告イオンド大学(「被告イオンド大学」という。)及び被告中野幾雄氏(以下「被告中野氏」という。)の代理人は、ロバート・D. カワムラ氏が務めた。

被告中野氏及び被告イオンド大学の法人代表であるシミズ・トオル氏も公判期日中出席していた。

証人の証言を録取する前に、証言に代わる同意済の事実、各種の審判請求理由補充書及び覚書が双方の代理人から提出され、その中から、証拠物件 1-15, 23, 24, 28-41, 43, 44, 46, 47, 49, 51-53, 55-62, 78-80, 82, 83, 86-90, 94-103, 106, 107, A-1 から A-49 まで, A-60, A-62 to A-73, A-76 及び A-82 が双方の代理人の合意に基づき、証拠として採用されている。

10月14日の開始から10月16日までの期間中に、裁判所は、ヒデユキ・タカハシ、ドナルド R. ヒダニ、アレン M. アラカキ、ジェフリー S. パイパー、クローデット・カナエ、アーノルド・ガルシア、ジェームス C. ドーマン、中野幾雄及びトオル・シミズからの証言を聴取した。また、これらの証言の聴取中に証拠物件 26, 27, 48, 50, 54 及び 64 を証拠として採用することが提案され、その旨認められている。

公判中の証言及び提示された証拠を検討し、適当な理由があるように見受けられることから、2008年10月17日に、双方の当事者に対して、略式の決定を口頭で示したものである。本裁判所は、ここに、ハワイ州民事訴訟手続き規則第52条(a)項の規定に基づき、以下のような事実認定及び法律の解釈を示すものである。

### **事実の認定**

1. 原告ハワイ州政府消費者保護局は、ハワイ州修正法典第446E章(未認可の学位授与機関に係る法律)及びハワイ州修正法典第480-2条(a)(不公正及び虚偽

的な取引慣行に関するもの)を含む消費者保護法規の施行について責任を有する州政府機関である。

2. この判決の中で「イオンド」又は「イオンド大学」は、被告のハワイ州の非営利法人を意味するものである。また、同じくこの判決の中で「イオンド日本」は、ある日本の会社を意味するものである。

3. 被告中野は、日本国の国籍を有するとともに、同国の居住者でもある。同人は、米国籍を有したこともなければ、ハワイの居住者であったこともない。但し、被告中野は、数度にわたってハワイに旅行し、被告イオンドのために業務に従事したことがある。

4. 被告イオンドは、ハワイ州のドナルド R. ヒダニ弁護士の支援を受け、1999年4月12日付けでハワイ州の内国非営利会社として法人化されたものである。ヒダニは、被告イオンドの役員を短期間務めたことがある。ヒダニは、イオンド日本については、如何なる形であれ何らかの地位に就いたことはない。ヒダニは、イオンド日本発行の証明書又は卒業証書の発行に際し、意図的に参加したことはない。

5. 被告イオンドの当初の構想は、後期中等教育終了後の教育について授業料を徴収し、当該教育のコースが完了した時点において、学位又は卒業証書を発行するというものであった。しかしながら、ハワイ州修正法典第446E章の規定に基づき、被告イオンドは、授業料を徴収せず、また、学位又は卒業証書を発行もしないことを決定したものである。

6. 証拠物件49, 51, 52, 57 a及び A-60として裁判所に提示された卒業証書は、イオンド日本が発行したものであり、被告イオンドが発行したものではない。

7. 被告イオンドは、如何なる者に対しても授業料を請求したことはない。

8. 業務開始に向けて準備していた段階で、授業料や料金の表、国際教育に係る授業の一覧表、及び教授陣の一覧表を含むコースのカタログ及びウェブサイトを作成しており、このような成果物は、各々証拠物件23, 24 及び 26並びに 28-41として示されるものである。これらのカタログ及びウェブサイトは、学士、修士及び博士の学位を発行する予定であること、学生の人生経験に対して単位を付与する予定であること、認定済の教育機関であること及び 米国で最も古いハーバード大学と同等のものであることが記述されていた。これらのウェブサイト及びカタログには、ワイキキのリリウオカラニ通り第140番に事務所が所在することを示すとともに、その写真も含まれていた。このウェブサイト及びカタログには、博士号を有する教授が所属していると述べられていたものの、その学位が名誉学位であることは示されておらず、また、ロッキ大学と提携関係にあると表示していた。被告イオンドのカタログ及びウェブサイトに含まれていたこれらの記述又は表示は、全て真実ではなかったものである。

9. 評価できることは、被告イオンドが2008年8月7日版のウェブサイトの第2頁及び第52頁に、証拠物件41に示すような一定の免責条項を盛り込んでいたことである。被告イオンドは、この版のウェブサイトの第2頁に、被告イオンドが認定を受けていないこと、及び少なくとも25名の学生が在籍していない限り何らの学位も発行できないこと旨記述している。(証拠物件 41)。同じ版のウェブサイトの第52頁において、被告イオンドは、ハワイ州修正法典第446E章の規定が存在するために、同イオンドとして、授業料の徴収、学位の発行及び授業の実施を行わないこととし、その代わりに、シンクタンク形式の大学としてハワイ州内の情報の収集及び発出に携わることとしたと記述している。

10. しかしながら、被告イオンドは、このような免責条項をウェブサイトに加する一方、引き続き、上記第8において指摘したように、学生に対して学位を発行すること、学生の個人的な経験に応じて単位を付与する等数多くの虚偽的な表示を盛り込んだままであったものである。

11. このような虚偽的な表示をカタログやウェブサイトから削除しなかった理由は、ハワイ州修正法典第446E章がいつか改正され、被告イオンドとして授業料を徴収し、学位及び卒業証書を発行することを含めた教育活動を再開できるようになることを期待していたからという被告イオンドの代表者の説明は、過去及び現在の何れの時点においても、各種の情報源、カタログ及びウェブサイトに虚偽的な表示を盛り込んだままであったことの言い訳にはならないものである。

12. 被告イオンドは、非常に見栄えの良い情報源を紙上で見る限りは、まさに正式なものに見受けられる高度に洗練されたカタログやウェブサイトの形で作成し、公表し、配布してきた。

13. 更に、これらの情報源の中の虚偽的な表示が同じ情報源の免責条項と並列する形で存在するため、これらの情報資料を検討しようとする者にとり、カタログやウェブサイトの情報が極めて紛らわしく、かつ誤解を招来する惧れの大きいものであった。

14. 被告イオンドは、別々の機会に、少なくとも4回にわたり、ハワイ州政府ビジネス登録課に対し、被告中野を郵便番号96815、ハワイ州ホノルル市リリウオカラニ通り第140番地第107号室を住所とする登録済代理人と表示した届出を提出しているものである。(証拠物件10, 11, 12 及び13)。

15. しかしながら、被告中野は、ハワイ州の居住者であったことはない。

16. 一般公衆に実際の被害が発生したという点に関する証拠はない。

17. 被告イオンドの運営について被告中野がその任務を怠っていたかも知れないものの、同人が上記の情報源に係る不公正又は詐欺的な行為について個人的な責任を問われるような直接的な行為に関与していたことはないものである。

18. しかしながら、被告中野は、自らが日本国の居住者であり、ハワイの居住者ではないことを承知していたにも拘らず、終始、被告イオンドの登録済代理人として指定されることを許していたものである。もし、被告中野が被告イオンドの登録済代理人はハワイの居住者であるべきことを知らなかったと主張しても、その主張は、言い訳にはならないものである。

### **法律的な結論**

1. この事件は、原告がハワイ州修正法典第446E章、第480章及び第487章の規定に基づき、被告がハワイ州の消費者保護関連法規に違反した一定の活動又は行為に関与することを禁止するとともに、その他の追加的な救済を講じることを求め訴求したものである。

2. 本裁判所は、ハワイ州修正法典第480-21条及び第603-21条第5項の規定に基づき、この事件について事物管轄を有するものである。

3. 本裁判所は、被告イオンド及び中野について対人管轄を有するものである。

4. 裁判地は、適切なものである。

5. 被告イオンドは、これまで如何なる授業料を徴収したこともなければ、ハワイ州修正法典第446E章第1条に定義されている意味での学位又は卒業証書を発行したことがないため、現在、ハワイ州修正法典第446E-1条に定義されている意味での学位授与機関ではないし、また、これまでそうであった経緯もないものである。

6. 被告イオンドは、現在、ハワイ州修正法典第446E-1条に定義されている意味での学位授与機関ではないし、また、これまでもそうであった経緯もないため、現在、ハワイ州修正法典第446E章の規定の適用対象ではないし、また、これまでもそうであった経緯もないものである。

7. その結果、第一次修正訴状の中の第一、第二、第三、第四、第五及び第六の訴因について、被告イオンド及び被告中野を勝訴とする判決を下すものである。

8. 事実の認定部分の第8に示したように、被告イオンドのカタログ及びウェブサイトに虚偽表示を含めたことは、ハワイ州修正法典第480-2条(a)の規定に違反する不公正又は詐欺的な行為を構成するものである。

9. 事実の認定部分の第12及び第13に示したように、被告イオンドの情報源の中に相互に矛盾する表示が含まれていることは、被告イオンドが適法な教育活動を実施していないことと相俟ってハワイ州修正法典第480-2条(a)の規定に違反する不公正又は詐欺的な業務行為を構成するものである。

10. 被告イオンドが利用した情報源に関連した不公正又は詐欺的な業務行為は、ハワイ州修正法典第480-2条(a)の規定の個別かつ独立した違反を構成するもので

ある。

11. 被告イオンドがハワイ州居住の個人をその登録済代理人として適切に選定することを怠ったことは、ハワイ州修正法典第414D-71条(2)(A)の規定に違反するものである。

12. ハワイ州修正法典第414D-71条(2)(A)の規定の違反は、ハワイ州修正法典第480-2条(a)の規定の個別かつ独立した違反を構成するものである。

13. 被告イオンドの不公正又は詐欺的な行為により一般公衆に現実の損害が発生したことに係る証拠が存在しないため、原告は、損害の三倍に相当する金額を請求する権利を認められないものである。

14. しかしながら、ハワイ州修正法典第480-3条第1項の規定に基づき、民事上の制裁を課することは妥当なものである。

15. 被告イオンドが業務を維持するためにこれまで70万ドル(\$700,000)を費やしたと述べていることに鑑み、違反一件当たり最高額の民事上の制裁として1万ドル(\$10,000)又は全ての違反に係る制裁として総額2万ドル(\$20,000)を課することが衡平に適うように見受けられるところ、ここに、被告イオンドに対し、その支払いを命じるものである。

16. 被告イオンドに関連した適法な教育活動が存在しないことから、本裁判所が被告イオンドに対し、これまで述べたような形で引き続きハワイ州修正法典第480-2条(a)の規定に違反することを制限し、禁止する措置を講じない限り、被告イオンドは、そのような活動を継続し、ハワイ州の消費者に取り返しのできないような損害を与え、傷つけることになると考えられるものである。

17. 従って、ここに、被告イオンドは、2008年12月1日又はその前を基点とし、その後引き続く毎日、被告イオンドが適用対象である全ての法律の規定を遵守しない限り、その情報提供用の資料、カタログ及びウェブサイトを含め、かつ、それに限らず、ハワイ州内において如何なる活動にも関与することを禁止され、そのような活動を避ける義務を有するものとする。

18. 第一次修正訴状に示された第七、第八、第九及び第十一訴因について、原告を勝訴とし、被告イオンドを敗訴とする。

19. 被告中野は、被告イオンド大学がハワイ州ホノルル市リリウオカラニ通り第140番地第107号室をその登録済の事務所及び登録済の代理人のビジネス事務所の住所として表示するための権限を有さないことを承知していながら、自らの名前を登録済の代理人として利用することを許すことにより、不公正又は虚偽的な行為に関与したものである。この違反は、ハワイ州修正法典第480-2条(a)の個別の独立した違反を構成するものである。

20. ここに、被告中野に係る民事上の制裁を25百ドル(\$2,500)とし、その支払いを被告中野個人に対して命じるものである。

21. この違反に基づいて、一般公衆に現実の損害が発生したことに係る証拠が存在しないため、原告は、損害の三倍に相当する金額を請求する権利を認められないものである。

22. これまで述べたような形で引き続きハワイ州修正法典第480-2条(a)の規定に違反することを制限し、禁止しない限り、被告中野がそのような活動を継続し、ハワイ州の消費者に取り返しのできないような損害を与え、傷つけることになると考えられるものである。

23. 被告中野は、ここに、かつ将来に向って、自らが被告イオンドの登録済の代理人であることを示す何らかの書面をハワイ州に対し提出することを直ちに停止することを命じられるものである。

24. 第一次修正訴状に示された第十及び第十一訴因について、原告を勝訴とし、被告中野を敗訴とする。

25. 本裁判所は、この最終判決に盛り込まれるべき諸条件の執行について管轄権を有するものである。

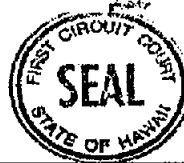
26. 何れの関係者についても残余の請求は存在しないものとする。

従って最終判決を命令し、宣言し、判決する。

日付:ハワイ州ホノルル市

MAR 02 2009

GARY W. B. CHANG



上記管轄裁判所の判事

法律上の様式に適合している旨の同意

A handwritten signature in black ink, appearing to read "Robert D. Kawamura". The signature is written in a cursive style with a horizontal line extending to the right.

ROBERT D. KAWAMURA 被告代理人

民事事件第 07-1-1671-09 号 GWBC ハワイ州対ハワイ州法人イオンド大学及び中野幾雄;  
事実の認定;法律の解釈及び最終的判決に向けた命令